

第20回北方領土問題対策協会分科会議事録

1. 日 時 : 平成22年7月26日(月) 16:00~18:20
2. 場 所 : 北方領土問題対策協会会議室
3. 出席委員: 上野分科会長、渡邊分科会長代理、石川委員、大隈委員
4. 議事次第: (1) 開 会
(2) 平成21年度業務実績について
(3) 平成21事業年度財務諸表等について
(4) 今後の進め方等
(5) 閉 会

○上野分科会長 まだ時間は若干ありますが、皆さんお揃いですので始めさせていただきます。本日は4名ということで定足数を満たしておりますので、当分科会が有効に成立するということでございます。お暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、はじめに北対協の間瀬理事長から御挨拶をお願いします。

○間瀬理事長 間瀬でございます。本日は、大変お忙しい中、また、大変お暑い中、上野まで御足労いただきまして、ありがとうございます。また、常日頃より評価委員の先生方には当協会の管理・運営に御指導をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、平成21年度の当協会の業務実績と財務諸表等について御説明をさせていただきわけでございますけれども、平成21年度は、まず対外的には、5月中旬のビザなし訪問の第1回目が、ロシア側の手続の遅れで中止になりましたし、また、7月に入りますと、改正北特法（北方領土問題等の解決の促進のための特別措置法に関する法律）が成立したことによって、ロシア側が大変強く反発をいたしまして、7月の択捉島への訪問の時には、私もちょうど乗っていたのですが、上陸を拒否されるというようなことまで起こりまして、様々な問題が起こったわけでございます。

また、国内的には、9月に政権交代がございまして、その関係で平成22年度の概算要求の見直しを余儀なくされるというような、予期しないような問題の対処に忙殺をされたわけでございます。

しかしながら、おかげさまで当協会の事業は、期首計画どおりほぼすべて完遂することができました。これは、主務官庁の内閣府北方対策本部をはじめ関係諸官庁の御指導・御協力、そして、何よりも休日返上で頑張ってくれました当協会の役職員の一同に心から感謝をしているところでございます。

以上のように、私どもの協会の仕事の方は計画どおり進んでおりますが、北方四島を不法占拠しておりますロシアは、最近では新聞等で報道されましたように、択

捉島で軍事演習をして見せたり、あるいは我が国が第二次世界大戦の降伏文書に調印をいたしました9月2日を「第二次大戦終結の日」もともとは「対日戦勝記念日」だったのですが、さすがに、これはメドヴェージェフ大統領の御指示で変わったと聞いておりますが、「第二次大戦終結の日」を制定する法律をつくったり、歴史的な事実をねじ曲げてまで旧ソ連の対日参戦や北方領土の不法占拠を正当化する、そのような動きを見せておりまして、誠に残念ながら、領土問題解決の目途がまだついてないというのが実態でございます。

しかしながら、ロシアは、リーマンショックの後ずっと続いている経済不況から抜け出すためには、メドヴェージェフ大統領御自身がお話ししていますように、先進国の先進的な技術協力や経済協力を得まして、時代遅れの経済構造を抜本的に変えなければいけないという認識が出てきたせい、最近では、諸外国との関係改善に努めているわけでございます。特にノルウェーと40年揉めていたバレンツ海の領海問題が片づいたというようなことは、大変大きな注目に値することではないかと思っております。

また、我が国に対しても、どちらかというと日本に反対するような動きがあるのですが、それと裏腹のように、経済協力等について、是非協力してほしいというようなことを言ってきているということでございます。この辺が私はロシアの本音ではないかと思っている次第でございます。

こうしたロシア自身のお家事情が北方領土の返還、そして、平和条約締結に向けて、ロシア自身の背中を押す力として働いて、今年こそ何らかの動きが起きてほしいなというふうに期待をしているところでございます。そういう期待をしながら、今後とも業務に邁進をしてまいりますので、どうぞ評価委員の先生方におかれましても、引き続き北方領土問題に対する御理解・御支援を賜りますようお願いをいたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。どうぞ、ひとつよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○上野分科会長　ありがとうございました。

続きまして、内閣府の大塚参事官から、最近の独法をめぐる動きについてお願いします。

○大塚参事官　それでは、内閣府でございます。本題に入ります前に、最近のということで、特に昨年9月に政権が代わりましてから、いろいろ独法関係の動きが出てきておりますので、北対協に係る事項を中心にごく簡単に紹介をさせていただきます。お手元に資料を2つ積んであるかと思いますが、参考1で始まっている資料の方のクリップを外していただきまして、参考4の中から幾つか資料を御紹介しながら、説明をさせていただきます。

参考4の19ページをお開きいただきたいと思います。こちらは役員の人事の関係でございますが、昨年9月29日の閣議決定で、19ページの1の(2)のところす

ね。「公務員の天下りに対する国民の厳しい批判等を踏まえ、公正で透明な人事を確保する観点から」ということで、要すれば、公務員OB、国の官庁OBが就任するポストについては、その任期の到来に合わせて、基本的に公募という形で後任の役員の選任を行うようにという話になりまして、北対協につきましては、前回の分科会でも御挨拶いたしました荒川専務が、この公募のプロセスを経て専務理事に就任をされておるということでございます。

続きまして、21ページを御覧ください。今度は11月中旬に、また1つ閣議決定がされまして、独法の契約状況の点検・見直しということでございます。従来からも、随意契約等を中心にしっかり見直しをすべきという話でやってきたわけですが、この閣議決定においては、随契ももちろんですが、冒頭の前書きの真ん中辺りで「一般競争入札に移行しても」の後で、「一者応札・一者応募」ということで、手続上は広くオープンにしたのだけれども、ふたを開けたら結局一者しか手を挙げてないと、そういうところは本当に実質的な競争性が担保されているのかと、主にそういう問題認識から、もちろん、随契見直しも引き続きしっかりやるのと併せて、こういった一般競争に移行したものについても、きちんと真に競争性が確保されているかどうかという点を中心に見るようにと、そういう趣旨だと我々は受け止めております。また、別途、有識者にも入っていただいて、その点検・見直しを北対協を中心にやっていただきました。その結果については、後ほど、協会の方から御説明いたしますが、1つこういう動きがございます。

それから、続きまして、23ページを御覧いただきまして、これが、最近「事業仕分け」といわれております、その一番発端の閣議決定でございます。「独立行政法人の抜本的な見直しについて」ということで、全ての独法について、これからここに書きましただような視点によって抜本的な見直しを行う。その視点のポイントは、次の24ページを御覧いただきますと、一番上の方に①～⑤までの記述が御覧いただけますが、「国民生活にとって真に不可欠なものであるか」といったことから始まりまして、例えば民間で実施できないかとか、あるいは、地方に移管できないか、それから、もう少し他の主体、あるいは国自らやっても良いのではないかなというような、そういった幾つかの観点をもとに、事業の仕分け、抜本の見直しをやっていきますとなりまして。

続けて、26ページを御覧いただきたいと思います。さらに、12月の閣議決定を踏まえまして、今年の3月11日に、特殊法人と公益法人に特化をして、こういうことでやっていきますという方針が示されました。27ページ以降で、4月20日に具体的にこういう法人のこういう事業について個別に見ていくという話になったわけですが、実は3月11日と4月20日の間に、ひとあたり全法人に対するヒアリングが実施され、そのヒアリング結果をもとに絞り込みが行われて、この4月20日の個別法人のリストに至っているというふうにお考えいただきたいと思います。この間の全

法人に対するヒアリングには、当然、北対協も呼ばれまして、ひとわり我々も含めて話をいたしました。その結果、この4月20日に提示となった個別ヒアリングの対象からは北対協は結果的に外れたという形になっております。内閣府関係では、27ページのワーキンググループAと書いてありますが、沖縄の大学院大学の基盤整備機構と、国民生活センターの、この2法人が対象となったというふうに承知しております。

この個別の法人の仕分け結果も踏まえて、36ページになりますが、5月18日の行政刷新会議の文書で、そういった個別の仕分けの結果も踏まえて、当然、他省、他の法人にも及ぶような、いわゆる横断的な見直しの観点が改めて出てきたということで、これを今後また、引き続き、さらにやっていきますよということが示されております。北対協に特に関連するかなと思うのが、36ページに書いてあります「1. 保有資産の抜本的見直し」の中で、不要資産を国庫返納せよという話がありまして。要は、それぞれ独法が積立金あるいは剰余金的なもので若干抱えているものについては、勿論、全部が必要ないということではないのですけれども、一応改めて各法人見直しをして、その法人が持っている必要性がちょっと低いなと思うものについては、国庫返納も考えるべきという、そういう頭から、まずは各法人、どんな剰余金をどんな趣旨・名目・理由で持っているのかということをきちんと報告をするようにと言われておりまして、今、その調書の作成作業をやっておるところでございます。どうしても北対協の場合は、特に貸付業務をやっておりますので、結果的に過去のいろいろな基金の運用益とか、貸付金の利息収入みたいなものが剰余金で出ておりますけれども、そういったものは、また、新たな貸付の原資等々に使っておりますので、それを持っていることが全く意味がないというものでは決してないので、当然、そういった説明をしていくつもりでおります。ただ、そういう説明を今後どこかの場で、恐らく刷新会議の方にきちんとしていくような、そういう状況になるのだらうと思っております。

ちょっと駆け足ですが、ここ半年強ぐらいの独法の動きについて御紹介いたしました。以上でございます。

○上野分科会長 ありがとうございます。

それでは、本日の本題に入ります。平成21年度の北対協の業務実績の評価を行うため、その基となる平成21年度業務実績報告と財務諸表等について、北対協に説明をお願いいたします。

これと併せて、政策評価・独立行政法人評価委員会から示され、今回の評価の指針となります「平成21年度業務実績評価の具体的取組について」の内容に沿って、協会の保有資産、契約状況の点検・見直し、内部統制等について、別途、説明をお願いしたいと思います。

最後に「今後の予定」ということで、事務局に説明をお願いすることにしたいと

思います。

まず、議事次第に沿いまして、資料について事務局から説明をお願いしたいと思います。

それから、先ほど申しました政策評価独立行政法人評価委員会から示されました「平成21年度業務実績評価の具体的取組について」等の内容についての説明もお願いしたいと思います。

それでは、事務局からお願いします。

○田原事務官 まず、お手元の資料の御確認をお願いいたします。

まず、本資料ということで資料1ですけれども、こちらが「平成21年度業務実績報告書」になります。続いて、資料2「項目別評価表」でございます。こちらは2月にお決めいただいたもので、評価項目に沿って北対協の実績が書かれておりまして、評価をつけていただくものになります。資料3が「総合評価表」1枚です。こちらは2月にお決めいただいたものでございます。こちらには、具体的な評価を文章で書いていただくことになります。続きまして、資料4が「実物資産の保有状況について」という資料です。資料5が「契約状況の点検・見直しについて」の資料です。資料6が「内部統制に係る理事長のマネジメント等の取組状況について」という資料です。資料7が「中期目標の達成状況について」という資料です。資料8が「平成21事業年度財務諸表」。資料9が「平成21事業年度財務諸表概要」。資料9は資料8の財務諸表をかいつまんで御説明しているものです。なお、財務諸表の関係ですけれども、独立行政法人通則法第38条により、財務諸表は主務大臣の承認が必要とされており、その際、評価委員会の意見を聴くことが定められておりますため、本分科会において財務諸表の内容について御審議いただくということでございます。続きまして、資料10は「予算、収支計画及び資金計画について」ということで、21年度の予算、収支計画及び資金計画についてまとめた資料です。資料11が、評価を御記入いただく際の要領などを示したものでございます。

本資料は以上ですが、続いて、先ほどもごらんいただきましたが、参考資料が今回たくさんございますので、それについても御確認をお願いいたします。

まず、参考1が「独立行政法人北方領土問題対策協会の各事業年度の業務の実績に関する評価基準」ということで、こちらは2月の分科会で御了承をいただいた評価基準です。参考2が「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」。参考3が「平成21年度業務実績評価の具体的取組について」という資料。参考4が、先ほどごらんいただきました関連の資料集。参考5が、項目別評価表の御説明をする際の関連資料ということで、契約関係の資料を幾つかまとめたものでございます。参考6が、北対協の関連法人であります千島連盟の事業計画や事業報告を付けております。千島連盟のパンフレットも付けております。参考7が、今回の評価に関連する参照条文をまとめた紙でございます。

資料は、以上でございます。

先ほど、上野会長からお話ございましたが、今回の平成21事業年度の北対協業務実績の評価をしていただくに当たりましては、全体を統括しております総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から指針が示されております。参考2を御覧いただきたいのですが、こちらが、総合的な指針である政策評価・独立行政法人評価委員会が示した評価の視点でございます。

次に、参考3を御覧いただきたいのですが、こちらが、指針のそれぞれの事項について、平成21年度の評価において、具体的にどのような視点で行うべきかを示した指針である「平成21年度業務実績評価の具体的取組について」という資料でございます。今回お配りしている資料では、毎年の基本となっております項目別評価表などに加えて、今回、この指針の中で特に示されております独法の保有資産に関する事項、契約状況に関する事項、内部統制に関する事項、中期目標の達成状況に関する資料をそれぞれ追加でお配りしております。また、このほか、それぞれに関する参考資料をお配りしております。つきましては、資料が多岐にわたりますので、参考3の指針の内容に触れつつ、それぞれの個々の指針で評価をすべきと要請されている事項と、お配りしている資料の関係を御確認いただきたいと思いますので、参考3を御覧ください。

こちらは、詳細な説明は時間の関係で省きますけれども、評価をしていただく際に御留意いただきたい点ということで、第1の「基本的な視点」に始まって幾つかの視点が示されております。「第1 基本的な視点」を外しまして、第2の「各法人に共通する個別的な視点」の1ということで「政府方針等」がございます。こちらは政府方針に留意して評価をしていただきたいというものでして、先ほど大塚参事官から説明がありました参考4という資料、一連の閣議決定など、このような関係の政府方針などを集めた資料がございますので、適宜御説明の中で御覧いただければと思います。

続きまして、2ページ目を御覧ください。「2 財務状況について」がございます。こちらは、資料1「業務実績報告書」、資料2「項目別評価表」、資料8「財務諸表」、資料9「財務諸表の概要」を用いて、後ほど北対協から財務状況について必要な説明をさせていただきます。なお、こちらの指針の中に書いてあります内容ですけれども、これは100億円を超える利益剰余金を計上している場合は、その適切性について評価を求めるものでございますが、北対協は100億円を超える利益剰余金は有しておりませんので、こちらの内容は北対協には該当しないということになります。ですので、財務状況については、例年どおり、その適切性を評価していただくというような評価をお願いいたします。

続きまして、その下の「3 保有資産の管理・運用等」についてというところで、これについては、下を御覧いただきますと、「実物資産」、また、もう少し下に

行って「金融資産」、次の3ページ目に行きますと、「知的財産等」というような書き方で、3種類の財産についてあるのですけれども、まず、「実物資産」につきましては、資料4でお配りしております「実物資産の保有状況について」という資料について説明をいたします。また、「金融資産」につきましては、資料8の「平成21事業年度財務諸表」を用いて、それぞれ北対協の状況について御説明いたします。なお、「知的財産等」につきましては、北対協は該当がございませんので、資料としてはございません。こちらの指針の中で示されております2つの閣議決定、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」と「独立行政法人整理・合理化計画」につきましては、参考4に載せてございますので、適宜御参照を願います。

続きまして、指針の3ページ目を御覧ください。こちらの一番下ですけれども、「4 人件費管理」についてということですが、こちらは資料1の業務実績報告書と、資料2の項目別評価表の中で説明がございました。

続いて、4ページ目です。こちらは「5 契約」についてというところでございます。契約につきましては、資料1の業務実績報告書、資料2の項目別評価表で、21年度の状況について北対協から説明がございましたが、このほか、指針に書かれておりますが、先ほど大塚参事官から説明がありました閣議決定に基づく契約状況の点検・見直しについてということで、資料5「点検・見直しについて」という資料を別途作成しておりますので、その点検結果等について御説明をいたします。閣議決定などについては、参考4に載せております。

続いて、その下の「6 内部統制」についてということでございますけれども、こちらにつきましては、資料1の業務実績報告書、資料2の項目別評価表で触れるとともに、資料6ということで、「内部統制に係る理事長のマネジメント等の取組状況について」という資料を別途作成しております。これは、ここの指針の中に書かれているような項目について、北対協としての対応を記した1枚の資料になっておりますので、そちらを用いて後ほど説明がございました。

続いて、指針の5ページ目にまいりまして、「7 関連法人」についてというところでございます。先ほども申しました千島連盟という法人で、北対協と業務上・財務上の関係がございましたので、千島連盟への支援内容等につきまして、資料1実績報告書と、資料2の項目別評価表、資料8の財務諸表で説明を行います。参考6として、千島連盟の事業計画書、報告書、パンフレット等がございましたので、適宜ごらんください。

次の「8 中期目標期間終了時の見直しを前提にした評価」についてということでございます。北対協は、平成20年度から24年度までの5年間の中期目標を掲げておりまして、現在まだ折り返し点には至ってはいない状況ではあるのですけれども、指針に示されておりますので、現時点での中期目標の達成状況を、資料7ということで紙を作成いたしまして、そちらに基づいて御説明がございました。

最後に「9 業務改善のための役職員のイニシアチブ等についての評価」ということで、こちらは資料1の業務実績報告書、資料2の項目別評価表で、北対協の状況について説明がございます。

以上が、「具体的な取組」について、この指針とそれに関連した資料の御紹介でした。

評価の関係で申し上げますと、こちらの指針が出ましたのが5月でございまして、今年の2月に項目別評価表、総合評価表の様式を分科会として決定していただいた後に出たものですので、評価表の枠組と必ずしも一致してない点が出てしまうのですが、今回、評価していただく際にお気づきの点がございましたら、総合評価表の最後の「総合評価（業務実績全体の評価）」というところがございますが、こちらに保有資産とか、中期目標の達成状況、関連法人、業務改善のためのイニシアチブといった、この辺についてお気づきの点がございましたら、こちらの最後の欄に書いていただきますようお願いをいたします。なお、財務状況とか、契約、人件費、内部統制、役員の評価などについては、総合評価表に対応する項目がございますので、そこに書き込んでいただければと思います。

今、口頭で御説明しましたが、どこに書くべきか迷われるような内容がございましたら、いずれも総合評価の一番最後の欄にまとめて書いていただけたら、事務局の方で必要に応じて移動したり、まとめたりさせていただきます。

いずれにしても、来月8月の分科会で評価書の書きぶり、文言の使い方などについては、委員の皆様で御議論いただきますので、各自評価を書いていただく際には、書く欄にはあまり悩まれずに記入していただければと思います。

大変長くなりましたが、以上でございます。

○上野分科会長 ありがとうございます。

総合評価表は、次年度以降は、これに沿う形で少し形を整えるということですね。わかりました。今年はこれでやるということでよろしいですね。

○大塚参事官 はい、お願いいたします。

○上野分科会長 ありがとうございます。

それでは、北対協から、平成21年度の業務実績について説明をお願いしたいと思います。

○川名事務局長 事務局の川名でございます。説明をさせていただきます。

資料1「業務実績報告書」と資料2「項目別評価表」を使いまして、21年度の事業報告、実績報告をさせていただきます。資料が膨大でありますので、評価項目に沿って整理されております資料2「項目別評価表」を中心に報告をさせていただきます。

まず、資料2の1ページでございます。

「業務の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」という評価の項目

であります。1つは、一般管理費の削減目標を立てるという計画であります。1ページの上段で、前中期目標期間の最終年度であります平成19年度予算額に対して、本中期目標期間の最終年度であります24年度末には7%を削減するという目標を立てております。21年度予算で約4,404万円、決算額でも約4,262万円という数字になっておりまして。既に19年度に対して予算で5.7%の削減ができております。また、決算額も予算額内で推移しておりますので、このまま24年度には7%削減という目標を達成できる見通しと考えております。

削減手段と内容につきましては、各種マニュアルの有効活用とか、LANによる情報の共有化等々の業務の効率化に努めております。

1ページの下段であります。業務経費の節約ということで、計画は毎年度、前年度の1%ずつ削減をするという計画であります。一般業務勘定におきましては、事業費予算が、20年度約47,439万円に対して、ほぼ1%減の約474万円削減を図りまして、その上で、新規予算で約857万円が加わり、約47,822万円という数字になっております。こちらも目標を達成していると考えております。決算額におきましても、削減を果たした予算額内において推移されております。

貸付勘定におきましても、前年度約3,805万円に対して、貸付業務費において同様の効率化を図った上で、新規予算約4,380千円を加え、予算額約4,260万円となっております。決算額も予算額内において推移しておりまして、目標を達成していると考えております。

2ページ目は、この削減の手段の内容であります。実績の欄にまとめておりますが、例えば役職員が出張する際には、原則パッケージツアーや割引航空券を利用すること、あるいは啓発事業におきまして、県民会議の事業を実施する際には、できるだけ公的な施設を使っていただくようお願いをしたり、資料・資材につきましても、当協会で一括作成・配布をし、可能な限り経費の節約に努めたというのが実績であります。

続きまして、給与水準の適正化という観点でございます。これは人事院勧告に準じまして、当協会の給与規定の改正もその都度実施しております。特に、いわゆるラスパイレス指数であります。国家公務員を100とした場合に、当協会は95.4という数値となっております。独立行政法人となつてから、ほぼこの数字を維持しておりまして、このように推移をしているところでございます。また、諸手当等、給与以外の人件費につきましても、国と同様の水準とするようにしておりまして、業務上必要と認められる範囲においてのみ支出をしております。

続きまして、3ページ及び4ページは、契約の関係となっております。

まず、3ページですが、原則として、競争性のある契約を行うという計画でございます。21年度の随意契約実績は、実績欄の〔契約の状況〕で示されておりますが、契約件数14件のうちの1件となっております。そのほかに、不落随契1件がござい

ます。不落随契以外の1件は、財務諸表を官報公告しておりまして、その官報掲載業務が唯一随契を認めているものであります。この1件であります。先ほど申し上げました不落随契は、一般競争入札の結果不調となった契約でありまして、1件ございました。これは随意契約の中には含めず、競争契約としてカウントしております。したがって、21年度におきまして、引き続き一般競争入札に向けた取組は進んでいると考えております。

その後の項目ですが、随意契約要件公告期間等の諸規定、指名競争入札の限度額などを規定において定めているかという指標であります。この項目につきましては、いずれも国と同様の基準として規定を定めているところであります。

4ページでは、一者応札を防ぐための取組ということで、「一者応札、一者応募に係る改善方策」を新たに定め、原因分析に取り組んでいるところであります。

配布資料の参考5を御参照いただきたいと思います。「一者応札、一者応募に係る改善方策」でございます。公告期間の十分な期間、あるいはホームページの掲載方法等、いろいろこういう改善方策の策定をしております。昨年度の契約件数等を一覽でこのように示しておりますが、そのうち、右側の方の備考で、一者応札が4件ございます。先ほどの4ページに戻っていただきまして。平成21年度におきましては、一者応札・一者応募の割合は、平成20年度に対して、金額・件数共に減少しております。6件と4件に減っております。

また、次の予定価格の作成・省略に関する規定につきましても、国と同様の基準を設けました。

契約方式に関する規定につきましても、総合評価方式、複数年契約に関する規定を定めております。

公募等に関する要領・マニュアル等の整備につきましては、21年度中は、企画競争や公募につきましては実施しておりませんで、総合評価落札方式を採用していることから、この方式に関しまして、取扱要領を整備したところであります。

次の項目は、契約の審査体制ですが、審査の整備体制につきましては、これまでの体制に加えまして、外部有識者も含めた契約監視委員会を設置するなど、整備の拡充を図ったところであります。次のページになりますが、執行・審査について適切な事務を行っているか。また、これらの実態を管理、あるいは会計監査人のチェックを受けているのかということですが、事務的には、相互チェックを行うことで適切な事務を行っていると考えておりまして、その内容につきましては、その都度、監事あるいは監査法人のチェックを受けたところであります。

次の内部統制・ガバナンス強化でございますが、実績にも記しましたが、関係法令とか、内部規定に関し、日々の業務を徹底して事務を推進するよう、例えば連絡会議の場において、職員に注意して喚起をするというような方法を使いまして徹底をしたということでございます。

一番下は、財務内容の一層の透明化、決算情報・セグメント情報の公表の充実と
いうことでありますが、これは監査法人、監事の監査を受けた財務諸表、決算報告
書等の財政状況を、一般業務勘定と貸付業務勘定に分けて、セグメント情報の公表
も、官報だけでなくホームページでも公表しているところでもあります。

6 ページからは、国民に対して提供するサービスの質の向上。いわゆる当協会の
業務の中心となっている部分であります。1 つは、国民世論の啓発に関する事項
であります。まず、全国に設置しております返還要求運動都道府県民会議、あるい
はその他団体が行う事業につきまして、100回以上の水準を保ち、必要な支援をす
るという計画であります。21年度は、実績の欄に記しましたが、合計して133回と
いうことで、支援額も約51,380千円という支援を実施したところでもあります。業務は、
計画どおり達成できたと考えております。

次のテーマであります。助成に関する支援・審査状況ですけれども、条件は妥
当であるとか、審査は厳格に行われたのかということでもあります。これも、実
績にまとめさせていただいておりますが、支援条件は、政府の基本的立場に合致し
ている事業であるかどうか。支援対象は、県民会議、あるいは北連協という民間団
体の連合体がございしますが、こちらの関係団体の事業であるのか。特に内容は節約
を心がけて、効率的・効果的な事業の実施が望めるのかというところをポイントに
して審査をしたところでもあります。

7 ページであります。2 つ目の(イ)で、各県民会議が主催している大会に講師を派
遣する事業の実施であります。これも計画を立てて、実際に実施ができたかとい
う評価であります。21年度におきましては、46回という計画に対して、実施回数
は50回となりましたので、これも業務を達成したと考えております。

推進委員の配置であります。当協会の理事長の委嘱で、推進委員を各都道府県
に1名ずつ配置をさせていただいております。この推進委員を通じて、地方ある
いは団体とうまく連絡ができ、事業がスムーズに進められたかどうかという計画で
ございます。実績の欄に記載されておりますが、事業方針を伝えるなどして、それ
ぞれの各事業の推進が進んでいると認識いたしております。また、推進委員には、
それぞれ報告書をまとめ、そこでもチェックをいたしておりますので、推進委員と
しての役目を果たしていただいていることを確認することができております。

次の推進委員制度の効果的な運用であります。当協会の方から、各推進委員に
は、必要な日露関係の情報や最新のロシア情勢に関する資料を外務省のお力をお借
りしながら収集し、必要な情報として定期的にお伝えをしているところございま
す。

8 ページでございます。評価項目の(エ)でございますが、推進委員全国会議ある
いは県民会議の代表者全国会議、さらにはブロック単位等の開催が予定どおりでき
たのかということでもあります。都道府県推進委員全国会議は毎年4月、県民会議代

表者全国会議は毎年秋、ブロック幹事県担当者会議はそれぞれの全国会議の前に必ず開催しております。県民会議ブロック会議は2月と8月は強調月間になっておりますが、6ブロックで、それぞれ時期を見計らっていただき、県民会議等との連携を図りながら、ブロック会議を開催していただいております。実績の一番下に北連協代表者会議がございますが、民間団体と当協会が連携を図っているのかということで、例年2月あるいは3月に関係の代表の方にお集まりいただき、翌年度の事業内容の打合せをするなどの会議を設けているところであります。

続きまして、9ページでございます。広報の関係であります。標語募集あるいはポスターカレンダーの作成、2月、8月の強調月間における啓発用の懸垂幕の掲出事業を実施しております。これらが予定どおり行われたかということですが、標語の募集に関しては、例年4月～9月末日まで、ホームページ、公募専門誌、それから、関係団体広報誌などを使い募集をし、はがきやインターネットで応募をしていただいております。21年度には3,830件ということで、20年度に比べますと、約900件程度増加しております。ポスターカレンダーの作成であります、これは例年一般競争を行っておりますが、21年度におきましては、12点の応募がありました。その中から1点を採用し、作成を予定どおりしたところであります。2月、8月の強調月間における懸垂幕、横断幕の掲出であります、21年度におきましても、例年どおり2月、8月各都道府県に実施をしていただいたところであります。この辺の状況は、資料1の業務実績報告書に詳細な内容をまとめさせていただいておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

下段は、目で見える運動ということで、当協会は根室地域に3つの啓発施設を持っております。納沙布岬にあります「北方館」、別海町にあります「別海北方展望塔」、羅臼町にあります「羅臼国後展望塔」の3施設であります、展示資料等の充実に努めるとともに、常設している意見箱で意見を聴取し、展示内容等、あるいは来館者のサービスの向上ということで、毎年計画的に改善計画を立てながら、可能な限り整備をしているところであります。

10ページから11ページにかけましては、啓発事業の2つ目の事業であります。青少年や教育関係者に対する啓発の実施ということで、当協会が20年度から重点事項の1つとして掲げております青少年、いわゆる後継者の育成の対策に力を入れるということを主な事業として掲げておりまして、この一環として実施をしている事業であります。評価項目の中に幾つか事業を羅列させていただいておりますが、1つ目は、昭和46年から実施をしております元島民の3世を対象にした北方少年交流事業を21年度は7月下旬に、例年どおり7名の青少年を東京に招聘しまして、総理あるいは特命担当大臣にお会いいただき、その少年たちの島に対する想いをお伝えさせていただくという事業であります、これも例年どおり実施いたしました。2つ目、3つ目ではありますが、平成14年から実施しております中学生、高校生と、中学

校の社会科の先生を対象に、根室で現地研修会を8月中旬に実施しております。もう一つは、同じく根室で9月上旬に開催しております大学生を対象にした北方領土ゼミナールであります。それぞれ計画どおり実施をしたところでございます。実績の欄にもお示ししておりますが、業務報告書にも詳細をまとめさせていただいておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、11ページに、参加者に報告書を提出させ、適切に活用されているのかという評価項目がございます。例えば21年度事業への反映としましては、20年度のアンケートの結果、これは前のページに記載をしてございますが、例えば青少年教育指導者の現地研修会では、青少年が作成しました壁新聞を展示し、それらを見学する時間を設けたり、また、大学生を対象にしたゼミナールにおきましても、運動の後継者として、自らに何ができるかをテーマとして発表を行うなど、事業の充実を図ったところであります。そのほか、報告書の活用であります。現地研修会参加の中高生が壁新聞をつくっておりますが、この資料は各ブロックに持ち帰りまして、各ブロックにおける青少年育成事業を実施いたしておりますので、そこでの展示、あるいは派遣をされた学校内に展示をしていただき、仲間の中高生に啓発をしていただいております。先生方には、授業構成案をつくっていただきまして、実践をしていただいております。ゼミナール、大学生の報告書は、県民会議の大会でありますとか、研修会に配布をさせていただいて、それぞれ活用をさせていただいているところでございます。もう一つ、10ページの最後に、北方領土問題学生研究会が評価項目の4つ目のメニューとして載っておりますが、北方領土ゼミナール、あるいは四島交流に参加をしました大学生を中心にしまして、より深く領土問題に関わるように、自主的なテーマを決めて、さらなる理解を深めていただくという事業であります。これも18年度からスタートした事業であります。21年度におきましても、予定どおり実施をしたところであります。

12ページになりますが、評価項目(イ)であります。「北方領土問題教育者会議」の関係であります。教育者会議の設立を促進しまして、必要な支援を行ったかという観点でございます。平成15年度から領土問題解決に向けまして、青少年の啓発、後継者の育成を図るという観点から、学校教育現場の関係者の役割が重要ということで、先生方にお集まりをいただいて、教育者会議をつくっていただき、教育現場で充実した領土問題の授業をしていただくということで設置をお願いしたところであります。21年度には愛媛県で設立されまして、現在、34都道府県で設置をされております。まだ13ほどの未設置県がありますので、引き続き設置の働きかけをしているところであります。この活動状況でございますけれども、業務報告書の62～71ページまでにまとめさせていただいておりますので、これも後ほど御覧いただければと思います。

特に、19年度からスタートをさせていただきました特別事業。例えば、県民会議

と共同で作文コンクールなどをやる。あるいは学校全体を実践指定校にして、領土問題の教育実習をしていただくといったメニューもお願いし、支援を行ったところであります。21年度は、特別事業が4府県、教育指定校5道府県8校で実施をしていただいたところであります。

下段になりますが、教育者会議全国会議を開催ということで、例年3月中旬の土曜日に会議を開きまして、先生方に都道府県の横の連携、情報交換などをしていただき、また、必要な情報をこちらからお伝えするという会議を開催しております。アンケート調査の結果も実績の欄に記載しておりますが、すべての方から「有意義であった」という評価をいただいているところでもあります。

13ページです。わかりやすい情報の提供ということで、パンフレット等の啓発資料、資料の作成、また、ホームページの充実も図っております。先ほど申し上げましたポスターカレンダー等を使いまして、多くの国民の目に触れていただき、幅広い広報を進めているところでもあります。

協会のホームページについてであります。昨年同様速やかな更新を行い、必要な情報をホームページで発信するという一方で、特に北方館から北方領土返還運動原点の地と言われる根室での取組状況を毎月メッセージ形式で情報を発信しております。また、同じく北方館に、四島を見ていただくライブカメラを設置しております。ホームページ上で御利用いただくということで工夫をしているところでもあります。

下段では、教育者及び青少年向けの情報発信を行うという計画を立てたところでもあります。21年度には、教育者向けのページを新設し、教育者会議、全国会議の内容等を紹介しております。青少年向けでは、20年度に開設しましたキッズコーナーの改善を行いつつ、クイズコーナー等を新たに設置しまして、より利用しやすいページづくりを行っております。

続きまして、14ページであります。2つ目の事業であります北方四島との交流事業であります。交流事業の実施状況。交流事業を予定どおり実施したかという目標でございます。当協会の主催で4回計画をいたしまして、すべて実施をしております。もう一つ、私どもが支援をする団体で、北海道を対象とする団体で北海道推進委員会という団体がございますが、その主催事業も6回訪問を計画し、1回はロシア側の手続の遅延のため中止となりましたが、残りの5回は予定どおり実施をしております。したがって、実施及び支援の回数としては、21年度は9回実施したことになります。

次に、参加者から意見聴取を行い、意見を次の事業にどう反映していくのかということですが、事業の参加者が領土問題の経緯や日本の立場について、対話と交流の場等により理解を深められたのではないかと。それから、訪問で得た経験等を、それぞれ所属団体に戻り、あるいは地元に戻ったときに、その経験を広めてい

ただいて、県民大会の場等においても報告をしていただく。ひいては世論の啓発、返還要求運動に寄与できたものと考えております。アンケートも行っておりますが、8～9割程度の方が「有意義であった」「四島の現状の理解あるいは相互理解の増進が図られた」という評価をいただいております。

2つ目でございますが、15ページの専門家の派遣事業についての実施状況は、教育専門家派遣として、中学校の社会科の先生等を対象として、中高生と合同の訪問事業という形で、当協会と北海道推進委員会、それぞれ1回ずつ実施をしております。先ほどの9回の中にそれぞれ1回ずつ入っておりますので、実施は予定どおり行いました。専門家派遣の2つ目として、日本語講師派遣事業を当協会で行っておりまして、各島に1回、3島それぞれに対して1か月程度派遣を実施したところがあります。これも例年どおり実施できております。15ページ下段と16ページ上段がありますが、報告書の提出、あるいは日本語講師については、派遣した講師の方々から御意見を伺う報告会を実施し、次年度にどのように役立てるかということですが、報告書の提出は勿論、21年度の12月に報告会を開催いたしまして、意見交換等を行ったところでありまして、その結果、日本語講師の事業が北方四島の特殊性を考慮して円滑に行うことができるようなカリキュラムの改善を行うこととしました。

16ページ下段であります。実施団体間の本年度の実施をもとにした検討会を開いたのかということですが、21年度交流事業の実施経過をもとに、年度末に関係者にお集まりいただきまして、事業の総括をし、22年度事業に備えたところがございます。

17ページです。項目の(3)でございます。四島交流事業に使用する後継船舶の確保という事業でございます。20年度は、落札業者の決定が遅れ、B判定をいただいた項目になりますが、平成21年度におきましては、落札業者を決定し、その後、適切な進行監理を行うために、海事関係の専門家等により構成される「四島交流等事業使用船舶調達に関する業務進行監理等検討会議」を設置する等、適正な進行監理に努めております。

18ページでございます。調査研究の実施でございます。北方領土に対し適切なテーマを選定して、調査研究を行ったかとのことで、実績の欄にまとめてありますとおり、今年度のテーマとしては、交流事業に対するロシア人の感情や、インフラ整備の進捗状況といったものについて分析を行うということで、訪問事業に参加された有識者の方々に論文をお願いし、ホームページ上で公表をさせていただいたところがあります。2つ目は、四島の現状を的確に把握することが非常に重要ではないかということもありまして、直接島の新聞を入手し、必要な記事情報の翻訳を行い、情報を提供しております。同じように、島の情報の収集という意味で、北方領土問題に関する有識者の方々より御意見を伺い、意見交換会も実施しております。

下段は、元島民に対する必要な援護であります。第1に、元島民が返還要求の重要な役割を果たしているという中で、元島民同士の連携の強化、役割の再確認をしていただくということで、1つは「北方地域元居住者研修・交流会」の開催ということで、これは4回計画をいたしまして、予定どおり開催をさせていただきました。

19ページでございます。元島民等の団体が行う署名活動に対する支援であります。これはさっぽろ雪まつりでの署名活動への支援や署名用紙の印刷・配布を行い、さらには、全国で収集された署名の管理をするといった支援を行いました。21年度におきましては、(参考)で書かせていただきましたが、約84万人の署名が集まっております。これはいずれ国会請願法に基づいて国会に請願をする、あるいは内閣総理大臣に対する政府要請をするといった際に使用させていただいております。

それから、元島民により構成される団体で千島連盟という団体がございます。ここに対する支援ということで、この連盟が支援をいたします事業に対しても支援を行いました。1つは、19ページの中段にあります「北方領土関連資料情報発信事業」ということで、新たに21年度から3か年計画で始まった事業の支援になります。同事業は、元島民等の戦前の貴重な資料の散逸を防ぎ、多くの方にごらんいただくことが可能になるよう資料のデジタル化、情報発信を行うといった事業であります。下段の自由訪問につきましては、同じく千島連盟が島を訪問する事業、いわゆる「ふるさと訪問」と言われておりますが、当時、住んでおられた島に元島民の方が訪問するという事業であります。年間4回の計画をいたしまして、すべて予定どおり実施していただいたところであります。これらに対する報告書の提出につきましては、実施概況や団員の手記、名簿、訪問地の実際の地図がまとまりますので、この記録として報告書をつくり、参加できなかった元島民の方々に配布をし、御利用をいただいているところであります。

それから、20ページは、融資事業の関係であります。旧漁業権者及び元島民の方に対する生活あるいは事業資金を低利に融資するという業務であります。まず1つは、融資制度の周知や要望等の聴取のための融資説明・相談会の開催であります。21年度は10地区での開催計画を立てましたが、対象者の要望が多いということで、12地区において13回の開催をしたところでございます。計画よりも多く開催できたことになっております。参加人数、相談件数につきましても、ここ数年の推移と比較して大きな増減もなく推移しましたので、事業の目的は果たせたのではないかと考えています。この説明会とは別に、協会広報誌等で制度の変更を周知する、あるいは資格の死後承継ができると思われる対象者の方に、ダイレクトメールを送付するなどして広報に努めたところであります。

21ページは、各金融機関との連携の強化はどうであったかという項目であります。連携の状況であります。転貸貸付を行っている漁業協同組合、あるいは、委託貸付を行っている関係金融機関の担当者との定例的な会議を計画どおり開催したと

ころでありまして。それ以外にも、当協会の担当者が積極的に訪問をし、利用者のニーズとか、要望、意見を情報収集することに努めたところであります。

続きまして、22ページであります。リスク管理債権の適正な管理ができているのかということであります。借入者の返済能力、資金効果等を勘案した審査を行っているのかという点では、事業資金につきましては、過去の生産高・収支実績や資産、負債の状況把握に努めて、必要性等を審査させていただいております。生活資金であります、資金の必要性、使途が明確であるかどうか。それから、家族全体の可処分所得を重点に審査をしております。対象者が御高齢になっておりますので、連帯債務者を付して回る等の債権保全の強化も行っております。これは協会の直接の貸出のみではなくて、先ほど申し上げました組合、金融機関への転貸・委託による貸付においても同様の措置を実施しているところでもあります。したがって、これらの措置により審査を行っているところでもあります。

次は信用リスクの管理は的確かということですが、「延滞債権督促マニュアル」に基づいて、21年度におきましても、初期延滞者に対する督促を重点とし、1か月の初期延滞者への電話督促を徹底し、3か月以上の延滞者には、電話督促に加え、弁護士による文書の督促、さらには、実態調査を実施し、管理・回収に努めたところであります。時効中断につきましては、時効中断管理簿で適切に管理しております。時効により消滅した債権はありません。また、破綻先債権の管理ということでは、連帯債務者あるいは保証人との協議を行いまして、対前年度末で9,899千円の減少となっております。信用リスクの管理も適切に行っているところでもあります。

下段になりまして、リスク管理債権額の状況であります。1つ目は、貸付残高に対するリスク管理債権の割合、リスク管理債権比率でございます。全国金融機関の19年度末平均比率3.11%以下に抑制することに対しまして、1.95%でありますので、目標に対して1.16ポイント下回って計画を達成しております。

23ページ。リスク管理債権比率抑制のための対策としては、先に申し上げました延滞者への督促に加え、新規貸付の与信判断の精度を上げるという観点から、個人信用情報システムの運用を開始したところでもあります。次に、更生・生活資金につきましては、前中期目標期間のリスク債権平均残高を90%以下に抑制するという目標でありましたが、これも52.1%まで縮減できております。修学資金であります、これも新規あるいは更新契約時に、成人に達した就学者との契約締結の際には、連帯債務契約を締結するという事で、対象者の80%を目標にしたところではありますが、これも100%の実施ができたという結果が出ております。住宅改良資金であります、前中期のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制することではありますが、65.4%に縮減がされてきているということで、これも計画に沿って進んでいるという状況であります。

下段の融資業務研修会の開催であります。元島民で構成されております千島連盟には支部が15ありますが、こちらの支部長さん、あるいは、推進委員等を対象とし、当該年度あるいは翌年度の融資計画とか、資格等々を報告あるいは協議をする「支部長・推進委員融資業務研修会」を例年5月に開催をいたしておりますが、21年度におきましても、実績の欄にまとめましたけれども、46名の出席で、予定どおり開催をしたところであります。

24ページからは、予算の関係であります。こちらは後ほど財務諸表の中で御報告をさせていただきますので、この段階では説明を省略させていただきます。

飛びまして27ページでございます。短期借入金の限度額であります。これも一般業務勘定、貸付業務勘定で限度額を定めております。一般業務勘定は、国から頂戴します運営費交付金がございますが、この遅れ等によって不測の事態が生じた場合に、5,000万円を限度にして借入が可能ということで定めておりますが、借入の実績はございません。貸付業務におきましては、資金繰り状況に合わせて長期借入までの「つなぎ資金」として、14億円を限度として借入できる計画となっております。21年度におきましては、11.7億円の借入計画を立てましたが、実績としては、貸付に必要な最低限の8億円の借入を行ったところであります。

次は、重要な財産の処分等に関する計画であります。貸付業務の関係で、低利資金調達を可能にするということから10億円の基金を持っております。担保にいたしております。差入れ先として5つの金融機関がありまして、北洋銀行に4億円、北海道信用漁業協同組合連合会に3.2億円、信金中金に1億円、三菱東京UFJに1億円、大地みらい信用金庫に8千万円ということであります。いずれも融資取引のある金融機関となっております。担保の差入れ額を超える借入をしていることから、根担保になっておりますので、いずれも妥当な選定ではないかと考えております。

下段の剰余金の使途であります。一般業務勘定、貸付業務勘定、いずれも21年度は該当はありませんでした。

最後28ページでございます。その他主務省令で定める業務運営に関する事項であります。施設整備に関する計画としては、北方領土啓発施設3施設のうち、根室の「北方館」及び「別海北方展望塔」の改修を行うというものがあります。こちらの2施設につきましては、老朽化が進んでいるということで、22年度の本格的改修工事へ向けての準備ということで、関係機関との協議や、「別海北方展望塔」の改修工事の設計等を行ったところであります。

最後に、人事に関する計画であります。独立行政法人になりましてから、特に17年度に、それまでの総務課と業務課の2課体制から、業務部門をスタッフ制にいたしまして、機能的に業務に対応するための体制にしたところであります。その後、19年度の職員1名減に続きまして、22年度末にはさらに1名の削減をするという計

画があります。少人数でより効率のよい業務運営を心がけていく必要があります。このため、職員の適正配置に心がけるとともに、各種の研修会に職員を積極的に派遣し、より一層業務遂行能力の向上を図っているところであります。

業務報告関係の説明は、以上でございます。

予算につきましては、また、後ほど御説明をいたします。

○上野分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問等がございましたら、お願いします。

○石川委員 4 ページ目の随契に関連して伺います。一者応札の原因分析及び縮減に向けた取組の原因分析をされたそうですが、具体的な原因分析について、一度お聞かせいただいた方がよろしいかと思しますので、お願いします。

○北対協事務局 一者応札の関係ですが、具体的には、業者さん等に実際にヒアリングを行って、説明会等には参加したけれども、実際に入札には参加されなかったといった方に特にヒアリングを行いました。どうしてなのかということですね。そうしたところ、予定価格や入札価格等を業者さんの方が昨年の状況等を調べられて、利益が上がらないような段階にまで実際のところ価格が下がっていて、新規参入したとしても、なかなか利益が上がりにくい価格になっているという感じの回答等を得られたというところです。

当方としては、そういう答えが結構ありましたので、価格水準としては適正なところまで落ち着いているのかなというふうには今考えています。今後とも、ヒアリングや状況分析等を行って、適正な価格で入札が行われるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○上野分科会長 よろしいですか。

○石川委員 ありがとうございます。

○上野分科会長 ほかに何か御質問はございますか。

○大隈委員 何点かあるのですけれども、まず1 点目が9 ページで、標語の募集をされていて、昨年度に比べて今期は900件ぐらいい増加ということだったのですけれども、これだけ増えたという理由があるのであれば、教えていただきたいというのが1 点目です。

次は12ページです。今回、未設置となっている愛媛県について設置を行ったとあって、残り13県が未設置ということなのですけれども、これは、今後、具体的に1 年に1 県ずつとか、何か目標があるのかどうかを教えていただきたいと思います。

それと、その下のところですが、これは先ほどアンケートの結果で、報告書の方をまだ拝見してないので、ちょっとよくわからないのですが、アンケートの結果「有意義だったとの回答 100%」ということで、普通、アンケートは100%と絶対出ないというふうに私は認識しているのです。大体何か言いたくなるのだと思うの

ですね。それが逆に、100%は、それだけすばらしかったのかもしれないのですが、アンケートの仕方がどうなっているのかなというので、ちょっと教えていただきたいと思います。

そして、最後に13ページです。中ほどですけれども、ホームページの更新は速やかに行われているということなんですけれども、これは1年間で更新がどれぐらいの頻度でなされたのかについて教えていただければと思います。

以上、4点お願いいたします。

○上野分科会長 順繰りにお願いします。

まず、標語ですね。

○間瀬理事長 標語関係ですと、たまたま北方領土問題関係がいろいろマスコミ等をにぎわせると、やはり関心が出てくるのですね。ですから、去年などは、北特法の問題ですとか。その前に一昨年になりますが、「洞爺湖サミット」がございましたけれども、その後、北特法があったり、それから、北特法に対して反発があって、島に上陸できないとか、それから、それと並行した時期ですけれども、入出国カードを出せと。我々が外国へ入るときは入国カード、出るときは出国カードを出しますけれども、それをやると相手の主権を侵すというので出さないわけですね。今までそういうものを要求されなかったのに突如出てきた。それが、たしかあれは去年の1月に起こって、5月ぐらいにやっと解決したのですが、あのころ、始終新聞に出ていたのですね。そんなようなことで、ある意味では残念なんですけど、問題が起こって、マスコミに出る回数が増えると、こういうのにはみんなの関心が向いてくるという、ちょっと逆説的なのですが、それが実態でございます。

○川名事務局長 教育者会議の話でございますけれども、34というお話をさせていただきました。これは毎年幾つに限っているわけではなくて、それぞれの県民会議の方で、積極的にそれをつくって立ち上がろうというところをつくっていくのですが、今年前半で2つはできると、こんな話が入ってきております。ですから、それぞれの都道府県での取り組み次第と。少しでも各地区に働きかけをして、こういうのをつくっていってもらえればなと思っているところでございます。

それから、アンケートの関係でございますね。交流事業で行った方、帰りの船等で皆さんにアンケートをお配りしまして、率直に御意見等をいただくことになっております。そういうものをまとめたら、「かなり有意義であった」とか、そういうようなアンケートが出ております。

○大塚参事官 今の北限委員のお話は、12ページの教育者会議のところに関連して、そのアンケート結果が100%だというので、交流事業ではなくて、恐らく教育者会議の方ですね。

○北限委員 はい、そうです。

○間瀬理事長 これにつきましては、私も何回か出たのですが、各先生方は、どう

やって北方領土問題を教えるかというのは非常に悩んでおられるわけですね。こういうのに参加していただきますと、実は成功しているケースを模擬授業として説明しまして。こういうふうにやるとできるんだなということで、悩んでいる方が参加されて、その回答を得られるということで、私は「大変有意義だった」というのを実際に言われたこともございますし、それが一番大きな原因ではないかと思います。決してつくった数字ではございませんので。

それから、13ページの更新の頻度ですが、これは回数的には、毎月やっているのですか。どうですかね。

○北対協事務局 昨年比べて、どのくらいの率かという、今、数字は持っていないのですが、基本的には、原則としては、事業を終了したときとか、あるいは新しく資料を作成したときとか、そういった後には更新するようにやっています。

○間瀬理事長 例えば根室半島にある納沙布岬の北方館からのたよりは毎月更新するのですね。そのほか、最近は、子ども用のキッズとか、それから、外務省からいただいた資料のホームページへの掲載は常時やっておりますので、一応そういうときには私が決裁しておりますが、数えたことはありませんが、毎月必ず数件は最低あると思います。

○大隈委員 わかりました。ありがとうございます。

○上野分科会長 ほかに何か御質問はございますか。

それでは、私から1点質問させていただきます。日本語の事業の件ですが、択捉島の参加者が択捉島の人口の多さに比べると少ないように思うのですが、これはどういう理由でしょうか。

○間瀬理事長 択捉島からの子どもの参加者でしょうか。

○上野分科会長 いや、日本語教室への受講者数についてです。参加者数が業務報告書に載っているのですが、45でしたね。

○北対協事務局 今、分科会長がおっしゃいましたのは、資料1の83ページでしょうか。

○上野分科会長 そうです。45名ですね。人口の少ない色丹島の受講者が48名いるのに、人口の多い択捉島の受講者が45名というのは、やや少ないかなという印象ですが。

○間瀬理事長 択捉島の場合に広いので、たしか2か所で分けていまして。場所を借りている関係もあって、集まりやすい時間になかなか開催ができないというのがたしか1つ報告としてございました。

それから、これは直接的にデータでは取れませんが、四島のうち、いわゆる「クリル行政区」に入る択捉島と、「南クリル行政区」に入る国後島と色丹島は、かなり温度差があるのですね。そんなことも影響しているのかなという感じがしますが。私が報告を受けているのは、たしか、場所が2つに分かれてしまって、なかなか的

確ないいい時間にやらせてもらえないというのを聞いております。何とかその場所を貸してくださいということを言うのですが、国後、色丹に比べて、協力度がよくないというか、そんな感じがございます。

○上野分科会長 択捉島と「南クリル行政区」の国後と色丹島とは対日意識について温度差があるのは承知しておるのですけれども、せっかく派遣するものですからね。国後島は67名も受講者がおられるので、択捉島が45名というのは残念かなと思った次第なんです、努力をしていただければと思います。

○間瀬理事長 はい、ありがとうございます。

○上野分科会長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問はございますか。

あと、質問ということではないのですが、今年度の業務実績報告書には、たしか例年では、青少年教育関係者に対する啓発の実施のところで、事業の簡単な評判とか、それから、子どもがつくった壁新聞とか、そういったものがこれに載っていたりしていたのですが、今回ちょっと載っていないようなので、できれば拝見したいのですが。ホームページで見れるものはよろしいかと思うのですが。

○間瀬理事長 サンプルを載せるという意味ですか。

○上野分科会長 そうですね。何かそういうものが例年は載っていたのですけれども、今年はそういうものが載っていないようなので。

○北対協事務局 例年ですと、参考資料という形で後ろにいろいろなものを付けてあるのですけれども、膨大な資料になってしまうことで。実は、改めてPDFか何かにして同様な形でやっていますので、お送りすることは可能だと思いますので、内閣府と相談をした上で、そういった参加者が作ったようなものにつきましては非常に有意義だと思いますので、こんなものを作ったという参考にお送りさせていただきたいと思います。

○上野分科会長 ありがとうございます。他に御質問はございますか。

○渡邊委員 教育者の組織が34都道府県あったのですけれども、既にあるところでは、先生方は小学校の何年生ぐらいを教えているのですか。あるいは中学生なのか。その辺のことは。

○間瀬理事長 圧倒的に多いのは中学校の社会科の先生でございます。

不思議なのは、例えば京都などはとても熱心なのですね。京都は非常に難しいところだとは思いますが、とても熱心ですね。それから、九州の熊本とかですね。そういうのを広げておりました。教育者会議を設置するときには、まず、県民会議に是非先生方を組織してくださいねということをお願いをしまして、それで設置しております。今、局長から、今年2つぐらい増えそうだという話がありましたが、うまくすると5つぐらい増えそうだというようなこともありまして、おかげさまで、先生方の関心が急激に上がってきています。目標としては、早く47都道府県全部に

やりたいなというふうには思っております。

○上野分科会長 他に御質問はございますか。ありがとうございました。

それでは、続きまして、業務実績と関連して、協会の実物資産の保有状況、それから、契約状況の点検見直し、内部統制、中期目標達成状況について、説明をお願いしたいと思います。

○川名事務局長 それでは、配布資料の4を御覧いただきたいと思います。

これは実物資産の保有状況でございます。まず、1ページでございますが、北対協が保有しております実物資産の保有状況、借上状況について、基本的な全体のごとが1ページに書いてございます。当法人の保有状況についてであります、「北方館」「別海北方展望塔」「羅臼国後展望塔」、3つの啓発施設を有しております。借上状況につきましては、その下の表でございますが、東京、札幌のそれぞれの事務所、及び札幌の借上宿舎、3つの啓発施設の土地を借り上げている状況でございます。東京事務所の年間借上料は約2,200万、札幌事務所は約790万、借上宿舎は約72万となっております。3つの啓発施設の土地につきましては、根室市、別海町、羅臼町から、それぞれ無償で借りているところであります。

2ページでございます。ここには、3つの啓発施設について、用途として展示施設、保有目的としまして、北方領土を目で見る運動の事業用と記載をしております。また、借り上げている資産につきましても、それぞれ用途及び保有目的を記しております。

3ページでございます。3ページには、整理合理化計画の対象の有無等の記述をしているところであります。啓発施設につきましては、本計画の対象とはなっておりません。なお、東京、札幌の事務所につきましては、保有資産の見直しということで、整理合理化計画の対象となり、事務所の移転により一般管理費の削減を行うこととなっております。なお、東京事務所は19年度、札幌事務所につきましては20年度にそれぞれ移転済みであります。

続きまして、4ページでございます。それぞれの資産の利用状況、経過について記載しております。利用者数につきましては、過去3年間の状況であります、「北方館」が約12万人、「別海北方展望塔」が約1万人、「羅臼国後展望塔」が2万人台と、このように推移をしております。経費についてであります、「北方館」が、人件費や光熱費等で約1,880万円、「羅臼国後展望塔」が、羅臼町に管理を委託しております。その委託費として約380万円がかかっております。なお、「別海北方展望塔」につきましては、別海町に無償で管理をお願いしております。保険料の他はかかっておりません。なお、3施設とも、国民に広く北方領土問題を知ってもらおうという事業の趣旨から、入場料はいただいております。

次の5ページでございます。東京23区内にある事務所に関する資産についてのシートとなります。東京は本部が該当いたしますが、施設の概要や役職員の配置数を

記載しております。また、役務費が約100万円かかっておりますが、これはごみ収集や清掃等の委託契約分であります。

続いて6ページでございます。借上宿舎についてのシートとなります。札幌で、専務理事が札幌へ単身赴任となっておりますが、その借上の状況であります。

最後7ページであります。建物や土地以外の資産の状況について記述しております。北対協は根室に啓発バスを1台保有し、また、連絡車両を1台借り上げているところであります。啓発バスは、ビザなし訪問時などの際、団員の移動等に使用しております。根室市に管理・運行を委託しております。取得価格は約1,700万円、減価償却によりバランスシート上の価格は約170万円となっております。根室市に無償で管理・運行を委託しておりますので、税金以外の経費についての北対協の負担はありません。また、連絡車両につきましては、リース契約で84万円の経費がかかっております。

以上、資料4でございます。

続きまして、資料5をごらんいただきたいと思います。契約状況の点検・見直しについてであります。項目別評価表の中でも記述したところではあります。資料5について簡単に御説明させていただきます。

冒頭に大塚参事官からも話がありました、昨年11月の閣議決定に基づきまして、当協会でも契約監視委員会を設置しております。1ページ目がその要領でございます。

1枚めくっていただきまして、3ページに委員名簿がございます。当協会では、外部から有識者として、公認会計士の方、そして、農林水産省の評価委員をされており、契約関係が御専門の大学講師の方を、主務大臣の了解を得た上で指名し、当法人の監事とともに契約の点検をしていただいたところであります。

続きまして、4ページ、5ページをごらんいただきたいと思います。議事要旨であります。平成21年12月と22年1月に委員会を開催し、契約内容の点検や随意契約見直し計画について検討をしていただきました。点検いただきました契約案件につきましては、特段の大きな問題はございませんでしたが、複数年契約に関しまして、平成17年度、5年前であります。締結した2件、これは根室連絡車両のリース契約、そして、サーバーの賃貸借契約を随意契約で行っていたことにつきまして、次回に同様の契約を行う場合には、一般競争入札契約で行うことと指摘がなされております。北対協としましては、委員会の指摘に従いまして、今後、契約が必要な場合には、競争契約を実施したいと考えております。

ちょっと飛びまして、16ページでございます。

ここには、検討をいただきました随意契約の見直し計画や当法人が行うべき契約のあり方について方針が定められまして、真にやむを得ないものを除き、引き続き、一般競争入札等を実施していくことや、一者応札・一者応募の見直しを行う等、計

画達成に向けた具体的な方策が定められたところであります。これは契約監視委員会で取りまとめられました随意契約見直し計画や契約の点検結果につきましては、協会ホームページに掲載し、公表しているところであります。

以上が、契約状況の点検・見直しについての補足説明でございます。

続きまして、資料6をごらんいただきたいと思います。これは内部統制に係る理事長のマネジメント等の取組状況でございます。

(1)～(8)まで項目で整理をしてございます。理事長がリーダーシップを発揮できる環境についてであります。当法人は小規模な組織でございますので、それを生かしまして、理事長への報告・連絡・相談の徹底を繰り返し、喚起しているところであります。また、組織内の風通しをよくし、理事長が組織運営方針や考え方を役職員に直接伝えて周知と理解に努めることにより、リーダーシップを発揮できる環境づくりを行っております。また、幹部職員とも定例的に連絡会を開催しております。また、密接な意志疎通に努めております。

2つ目でございますが、理事長は役職員に対して、法人の目的の周知の徹底をしているかについてであります。当協会の目的は、北対協法に明確に定められておりますので、理事長から役職員に対して常に北対協法を読み返すよう指導を行い、法人ミッションの周知徹底がなされております。

次は、組織全体として取り組むべき重要なものについて、適切に把握し、対処しているかということですが、当法人が抱える最大のリスクは、国内的には領土問題という国家主権の基本方針につきまして、政府方針が転換され、期中において中期目標の大幅な変更を余儀なくされることであります。また、対外的には、ロシア側の対日政策の変更によりまして、中期目標の達成が困難となる事態が生じることと認識しております。そのために、内的・外的な環境変化に注意を払いながら、変化があった場合には、関係府省と密接に連絡をとりながら適切に対処することとしております。

次、4つ目でございます。理事長の内部統制の状況把握についてであります。小規模な組織でありますので、理事長が役職員との日常の意志疎通を通じて内部統制の現状を適切に把握しておられると考えております。

5つ目でございます。各部署単位の行動計画の設定についてであります。中期計画や毎年度策定する年度計画をブレイクダウンし、各部署単位にアクションプランを詳細に設定しております。

6つ目、アクションプラン実施について、適切なモニタリングを行っているかについてであります。小規模な組織でありますので、内部監査部署は設置しておりません。業務全般面については総務担当が、会計業務面については会計担当がモニタリングを実施しております。また、1つのアクションプラン終了ごとに必要に応じアンケート実施し、モニタリングを進めております。

監事の内部監査において、理事長のマネジメント等の取組状況であります。常日頃から、理事長を始めとする役職員と密接なコミュニケーションを図っておりまして、実情の把握に努めております。

監事監査においては、改善点等について理事長に報告しているかではありますが、監事監査の報告は適宜行っております。なお、報告を受けた理事長を始め役職員は、できるところから直ちに改善を行うよう努めております。

以上でございます。

続きまして、中期目標の達成状況でございます。資料7でございます。

中期目標で整理しているもの、先ほど触れさせていただきました資料2の項目別評価表とかなりダブる部分がございます。コンパクトに説明をさせていただきます。

まず、1番の業務運営の効率化に関する事項でございます。1ページでございます。一般管理費につきましては、中期目標の最終年度の額を前中期目標の最終年度に対して7%削減する。そして、業務経費につきましては、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図るということについてであります。先ほど触れましたとおり、一般管理費の削減の現在の達成状況につきましては、そこに予算額と数字で示しておりますが、21年度の予算額が既に19年度末に比べて7%の削減をしております。また、業務経費についても、毎年度前年度比1%の効率化を図っているところでございます。

続きまして、整理合理化計画等を受けて各種措置を行う点についてでございます。22年度末、常勤職員を1名削減、給与水準の適正性についてであります。常勤職員の削減につきましては、予定どおり今年度末予定をしております。給与水準の適正性につきましては、ラスパイレス指数が今年度は95.4でございます。本中期目標期間中100を下回っている状況であります。特に問題がないと考えております。その状況は、協会ホームページで公表をしております。

2ページでございます。

平成20年度内に札幌事務所を移転することにつきましては、目標どおり20年10月に移転を行っております。

次は、契約の適切性を図っていくことについてでございます。先ほど御説明しましたとおり、随意契約見直し契約等に沿って改善を図っているところでございます。

内部統制につきましては、こちらについても先ほどと重なる部分がございますので、省略させていただきます。

財務内容の透明性の確保についてでございます。後ほど財務諸表について説明をさせていただきますが、一般業務勘定、貸付業務勘定のセグメントごとに会計情報を官報や協会ホームページで公表をしているところでございます。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項でござい

ます。3ページにかけてでございますが、まず、国民世論の啓発の関係でございます。北方領土返還要求運動の推進についてでございます。3ページになります。それぞれの目標に関して、まず、返還要求運動についてであります。各都道府県で活動水準を100回以上に維持しながら適切に活動が展開されますよう取組みを行っているところでございます。

また、今年度の計画におきましては、各種返還要求運動による効果を、各種指標により把握するよう努め、また、指標の内容についても検討をしたいと考えているところでございます。

啓発施設に関しましては、意見箱の活用を通じて施設の有効利用に取り組んでいるところでございます。また、塩害・老朽化の対策として施設整備を行うこととしているところでございます。

青少年や教育関係に対する啓発の実施についてでございます。次の4ページにかけてでございます。少年教育指導者向けの各種事業を実施しておりますが、プログラム内容の作成にあたっては、前年度のアンケート結果を活用しているところでございます。また、北方領土教育の充実を図る環境を整備するために全国に設置していきたいと考えております「北方領土問題教育者会議」の設立状況につきましては、引き続き働きかけを行っておりまして、21年度までに34都道府県で設置が行われているところでございます。

わかりやすい情報の提供についてでございます。こちらにつきましては、啓発用資材の制作・配布、協会ホームページを活用し、啓発を図っているところでございます。

北方四島との交流事業についてでございます。いわゆるビザなし交流や専門家交流につきましては、予定どおり実施を行っているところでございまして、そのプログラムの作成にあたりましては、参加者の意見や報告書を、次回以降の作成の際の参考に役立てているところでございます。

5ページでございますが、後継船舶のことについてでございます。先ほど御説明をしまして、事業者を決定いたしまして、現在、平成24年度の供用開始に向けまして、建造がきちんに行われるよう、建造監理に努めているところでございます。

次に、北方領土問題等に関する調査研究についてでございます。こちらにつきましては、有識者の研究論文を運動関係者に提供するとともに、協会ホームページに公表しているところでございます。また、国際シンポジウムにつきましては、必要に応じ開催することとしておりまして、本中期目標期間の開催実績は、これまでのところございません。

次、6ページでございますが、元島民等の援護についてでございます。元島民等が行う返還要求運動や活動に対する支援、そして、自由訪問に対する支援につつま

して、目標に基づき署名活動や資料収集、保存活動、研修活動等各種支援を行っているところでございます。

次に、北方地域旧漁業権者等に対する融資事業についてでございます。融資制度の周知につきましては、融資説明会やダイレクトメール、各種会議等のあらゆる機会を利用して周知に努めているところでございます。また、関係金融機関との連携強化についてであります。定例会議や打合せ等を通じて連携を図っているところでございます。

7 ページでございます。リスク管理債権の適正な管理についてであります。先ほど御説明しましたように、計画で定めている目標の抑制水準を達成している状況でございます。

続きまして、平成20年度当初からの法人の資金の貸付を停止することについてでございます。目標どおり実施済みでございます。また、住宅新築資金、その他すべての貸付資金の必要性の再検証につきましては、目標に沿って主務官庁とも適宜打合せを行っているところでございまして、今後、出される主務官庁の方針に従い、措置を行う予定でございます。

8 ページでございます。財務内容の改善に関する事項についてでございます。中期目標のとおり、中期計画予算を作成し、短期借入金の限度額や重要な財産の処分等に関する計画、剰余金の使途等の計画に沿いまして、適切な業務運営を行っているところでございます。

最後になりますが、その他業務運営に関する重要事項についてであります。施設及び設備に関する計画については、先ほど申し上げたとおりでございます。また、人事に関する計画については、適性に応じた人員配置、積極的な研修参加等を行っているところであります。人員の削減につきましては、先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上、中期目標の達成状況の説明でございました。

○上野分科会長 ありがとうございます。

何か御質問はございますか。

○大隈委員 監事さんの意見書は財務諸表の後ろに付いているのですが、監事監査において何か検出事項が具体的に何かあれば教えていただきたいのです。

○山田監事 21事業年度ですね。

○大隈委員 はい。

○山田監事 これは口頭ですが、貸付事業におきまして、若干ございましたので、それについての指摘をしております。

○大隈委員 具体的にはどういふことですか。

○山田監事 借入申込書の添付書類につきまして、若干の不備がございましたので、それについて指摘をしております。

○大隈委員 何か事務処理か何かで。

○山田監事 ええ、全くの事務処理で、軽微な指摘と申しますか、口頭ということ
で。

○大隈委員 誤謬みたいな感じで。

○山田監事 誤謬ですね。そのようなことでございます。

○大隈委員 はい、わかりました。

○渡邊委員 時間の関係もあるので、簡単でいいのですが、資料4の4ページ上の方ですね。北方館と別海、羅臼とありますね。利用者数が北方館はいろいろなさっているから、これは問題ないと思うのですけれども、別海は、交通とか立地条件が悪いのですか。

○間瀬理事長 そうですね。周りに何も無いところにぽつんとあるのですけれども、今、それを「道の駅」に取り込んで一体にしようという計画がございまして。今回いただいた予算で、それに合わせて改造をするというのが入っております。今度は少しはよくなるのではないかなと思います。ただ、例の「叫びの像」という、おばあさんが叫んでいる姿の像がありますね。あれは非常に有名なんですけどね。行ってみますと、下が食堂になっていて、上が展望塔になっているのですけれども、自動車だとスーッと通ってしまうような感じのところですので。今回、「道の駅」ですと、お土産屋さんとかもできてくるでしょうから、大分目を引くようになるのではないかと思います。

○渡邊委員 位置的には、中標津寄りの方なんですか。

○畠平上席専門官 中標津からは、海寄りです。

○渡邊委員 別海は、自然遺産の地ではないんでしょう。

○畠平上席専門官 残念ながら違いますね。

○渡邊委員 羅臼の方は入っているのかな。

○畠平上席専門官 納沙布は根室側ですね。通り過ぎて、羅臼の方にぽんと言ってしまおうというように。

○渡邊委員 通過してしまうわけだ。

○畠平上席専門官 はい。

○間瀬理事長 よっぽど見ないと、スーッと行ってしまうというような感じではあるのですね。

○渡邊委員 御苦勞もあるのではないかなと思っていますけれども。わかりました。

○間瀬理事長 今後は、目を引くようになるのではないかと思います。

○上野分科会長 他に何か御質問はございますか。

○石川委員 資料の位置づけについて確認させてください。資料6は、参考3の政策評価・独立行政法人評価委員会の内部統制に対する留意事項に対応していると思うのですが、内部統制について確認させてください。政策評価・独立行政法人評価

委員会が評価を要請してきたのは、法人の長のマネジメントにかかわる内部統制ということで、それ以外には何もないのでしょうか。

○田原事務官 「平成21年度業務実績評価の具体的取組について」では言及はないのですけれども。

○石川委員 これだけということですね。

○田原事務官 そうです。

○石川委員 これは推測なのですが、例えば職員のマネジメントに係る指標のようなものは特に言及されていないのでしょうか。

○田原事務官 こちらは資料1等で、職員に対する研修とか、一般的な内部統制ということで、監事から意見を聴いたもの、具体的に取組を検討していることとか、そういう内部統制一般については、こちらでも若干の言及はありますので、法人の長に特化したものとしては、資料6でお示ししているところでございます。

○石川委員 そうすると、他の独法も、これと同じような評価を要請しているということなののでしょうか。一応教えていただけますか。

○田原事務官 他の独法ですか。

○石川委員 他の独法はどのように評価しているのかについて確認させてください。また、このメルクマールに対してこういうことが求められている、などがあるのかどうか。それから、政策評価・独立行政法人評価委員会が、どのような趣旨で内部統制の評価を要請してきたのかを確認させてください。

○田原事務官 他の独法はどういうやり方をやっているかということですね。

○石川委員 そうですね。

○田原事務官 他の独法の対応等については確認しまして、次回までには必ず報告をいたします。

○石川委員 すみません、よろしくお願いいたします。

○上野分科会長 そのほか御質問はございますか。

それでは、財務諸表について、北対協から御説明をお願いします。

○川名事務局長 それでは、平成21年度の財務諸表について御説明いたします。

1～25ページまでは、当協会の法人としての全体の姿でございます。説明の方は、一般業務勘定と貸付業務勘定に分けて御説明申し上げます。

まず、一般業務勘定であります。29ページからになります。各項目の説明等につきましては、配布資料9財務諸表の概要といったものがございまして、こちらに記してございます。御参照を願えればと思います。時間の関係もありますので、主要項目を中心に説明をさせていただきます。

まず、30ページの貸借対照表についてでございます。資産の部がありますが、流動資産は、現金及び預金約10,461万円が主なものでございまして。その要因は、負債の部の運営費交付金債務が主なもので、流動資産の合計は約11,034万円となって

おります。

次に、固定資産であります。特殊法人から承継された有形固定資産であります。3 啓発施設が主なものであります。その合計は約20,614万円で、資産合計は約31,641万円となっております。

これに対して右側の方ですが、負債の部でございます。流動負債は、運営費交付金の未使用分でありまして、合計約9,026万円が流動負債となっております。固定負債であります。資産見返運営費交付金は、独法後に運営費交付金で取得した資産の減価償却の残存価格で、合計約11,048万円が負債の合計となっております。

次に純資産の部は、資本金、剰余金、利益剰余金の3つに区分されておりますが、利益剰余金は積立金約121千円、当期末未処分利益約113千円になっておりまして、いずれも外務省からの四島交流受入事業の受託収入による利益でございます。なお、当期末処分利益は、財務諸表承認後、積立金として利益処分し、本中期目標終了後、国庫返還されるものであります。

負債、純資産の総合計は約31,648万円となり、資産の部の合計と一致しております。

次に32ページの損益計算書に移らせていただきます。

経常費用としては、そこに幾つか業務費を掲げてございます。4つございます。北方対策業務費は、国民世論の啓発、四島交流の訪問事業、調査研究等、協会の一般業務の実施に要した経費で、約45,122万円であります。前年度の比較では、約1,514万円の減額となっております。

施設整備費は、独法が初めて出てくる科目であります。これは第1次補正予算で認められました啓発施設の整備費約22,200万円が執行停止となり、既に契約済みであった別海北方展望塔整備の設計料約362万円のみが認められたものであります。

受託業務費、四島交流受入事業を外務省から受託しておりますが、21年度は、富山県、岩手県で受入事業を実施いたしました。20年度と比較して、約300万円の増加となっております。これは20年度予定しておりました北方四島代表者との協議が21年度にずれ込んだことが主な原因となっております。

一般管理費は、役職員の人件費関係、事務所の賃借料、減価償却費等で、15,495万円でありまして、前年度との比較では、約146万円の増額となっております。前年度における資本金支出の関係もございまして、中期計画で定めました効率化を求められました年度計画予算の範囲内の執行となっております。21年度の経常費用は約67,056万円であります。

これに対して経常収益は、運営費交付金収益、施設整備補助金、政府受託収入等、21年度の経常収益は約67,123万円となっております。また、臨時損失は、固定資産税あるいは広告塔1本を老朽化により撤去した際に要した費用等を固定資産除却損として計上しているものでございます。経常費用及び理事損失、経常収益の差は

112,841円が当期における協会の利益となっております。

次に33ページのキャッシュ・フロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュ・フローは、支出として、北方対策業務費、啓発支援費、人件費、施設整備費、受託業務費等がありまして、これに対して収入は、運営費交付金収入、政府受託収入等による収入で、相殺いたしますと、約4,938万円となっております。

投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の取得による支出、財務活動によるキャッシュ・フローは、リース債務の返済による支出でありまして、これらを相殺した約4,474万円が当期における資金増加額で、主な要因として、節約等による運営費交付金の未使用に伴う増加でございます。これに前年度繰越金約5,988万円を合算した10,461万円が期末残高となっております。

次に34ページでございまして、利益の処分に関する書類（案）でございます。21年度は、損益計算の結果生じた約11万円の利益を積立金とするもので、これは外務省からの受託事業により発生したものでありまして、本中期目標終了後、国庫返還することを予定しております。

次に35ページの行政サービス実施コスト計算書であります。

業務費用は、損益計算書上の費用から、受託収入、財務収益等を相殺した約61,017万円となります。

損益外減価償却等相当額は、小決算の当期減価償却額引当賞与見積額、当期の運営費交付金により財務措置は手当されない額、引当が退職給付増加見積額は、役職員の退職給付の21年度に増加された額でございます。

機会費用は、地方公共団体から無償で借りている啓発施設等の土地を有償で借りた場合の費用、また、政府出資、または地方公共団体出資等の機会費用であります。政府出資金から資本・剰余金を控除した額を10年物の国債で運用した場合に得られたであろう金額として、国債利回り1.395%等を参考に算出したものであります。これらを合計した約62,974万円が行政サービス実施コストとなります。

36～38ページの注記事項であります。この中で20年度にはなかったものとして、37ページの中ほど以降でございます。21年度からの独法会計基準改訂により、金融商品関係を注記させていただきました。それは、現在保有しております金融資産を時価査定するとどうなるかというものでございます。一般業務勘定では、現金及び預金等が該当いたしますが、これらは短期間で決済されるため、当該帳簿価額としております。

また、38ページの重要な債務負担行為におきましては、関係閣僚申合せ等に基づくビザなし交流等の後継船舶について、関係団体を代表して協会が協定書を締結していることから記させていただいております。なお、この約30億円は、平成24年から14年間にわたり傭船料として、本事業実施団体が各々支払うものであります。

毎年度の事業計画により単体ごとの負担額が変わるものでございます。

40～46ページは、貸借対照表及び損益計算書の内容の附属明細書でございますので、後ほど御参照いただければと思います。

1点だけ、45ページでございますが、関連公益法人に関する事項であります。協会では、千島歯舞諸島居住者連盟が該当しております。これは、独法会計基準第125 関連公益法人等の範囲に定められております事業収入に占めて、独法との取引額が3分の1以上である公益法人に該当しているため、附属明細書に所定の情報を開示しております。ちなみに、協会からの千島連盟の取引が事業収入の46.52%となっております。なお、参考6には、千島連盟の関係資料が添付されておりますので、後ほど御参照願います。

最後に、64ページの決算報告書でございます。

収入として、運営費交付金、施設整備補助金、事業外収入、政府受託収入がございます。決算額で収入合計額は約71,296万円でありまして、予算との差、約300万円の増額は、20年度開催状況の受託事業が21年度にずれ込んだためでございます。

これに対して、支出が、北方対策事業費、一般管理費、人件費、施設整備費、受託業務費で、約668,200千円でありまして、予算との差4,193万円は、人事交流等による給与差額、入札節約の呼びかけ等による効率化を図ったものでございます。

一般業務勘定の方は以上でございます。

○上野分科会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問はございますか。

よろしいでしょうか。

○川名事務局長 すみません。もう一つ、貸付の方を御説明させていただけますか。

○上野分科会長 はい。

○畠平上席専門官 貸付の方は、私から簡単に説明させていただきます。

貸付の財務諸表でございますが、47ページからになります。

48ページの貸借対照表から御説明させていただきます。

まず、資産の部の合計額でございますが、これは一番右下でございます。約643,173万円。このうちのほとんどを占めます流動資産の合計、約638,772万円が主なものでございますが、現金及び預金が約126,103万円でございます。このうち10億円は旧法人から引き継いでおります基金でございます。融資業務を運営する上で根幹となる金融資産でございます。5金融機関に預入しておりまして、長期借入金の根担保として供しているところでございます。約511,319万円は貸倒引当金減額後の貸付金でございます。

なお、「3 投資その他の資産」には、貸付債権のうち、流動性の少ない破産更生債権等を約10,770万円計上しておりますが、健全決算の見地より7,983万円を貸倒引当金として計上しております。この結果、貸付金の合計残高ですが、ここには

数字はございませんが、上の貸付金、下の破産更生債権を足しますと、約522,832万円になりまして、昨年より約12,700万円程度減少しております。

次に、49ページの負債の部の総合計でございますが、約472,181万円。流動負債の欄の預り補助金等がございますが、約4,941万円は、交付を受けた補助金の未執行額でございます。国に返納するものでございます。

同じく、流動負債の欄に、一年以内返済予定長期借入金が118,930万円計上してございますが、1年以上の長期借入金は、固定負債、下の方でございますが、344,690万円計上し、長期借入金の合計額は463,620万円となっております。この貸付金の残高につきましても、約2億円程度減少しております。

下の純資産の部でございますが、旧法人から引き継ぎました資金10億円と利益剰余金約70,593万円、及び事務所移転に伴い発生しました敷金見合いを資本剰余金に計上しております。純資産合計額は、170,992万円。これは昨年と同額でございます。

なお、利益剰余金70,593万円でございますが、これは昭和62年まで積み立てましたものでございまして、自己資金として、貸付金の重要な財源になっております。先ほど参事官から不要資産の国庫返納のお話ございましたが、基金10億円と利益剰余金のこの7億円部分が該当する部分かなというふうに考えております。

次に50ページにまいりまして、損益計算書でございます。

経常費用の合計額は約20,986万円、経常収益の合計は約20,400万円になっております。

臨時利益として、取立益が若干ございますが、そのほかは貸付引当金の戻入益を5,850万円計上しております。これは不良債権の抑制によりまして、21年度末における要貸付引当額が減少したことから、不要額を利益として計上したものでございます。

当期純利益、当期総利益とも、0となっておりますが、これは経常費用に対しまして、自己収益で不足する額を補助金として受けている収支差補助ということで、利益を出さないという仕組みのためでございます。

次にキャッシュ・フローですが、簡単に説明させていただきます。

業務活動によるキャッシュ・フローでございますが、人件費、貸付金、委託手数料等の支出に対して、収入は、貸付回収金、貸付金利息、補助金収入となります。返還金の支出等がありまして、預金利息の受入と借入金利息の支払等を加えまして、約9,580万円が業務活動によるキャッシュ・フローでございます。

投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産取得による支出でございます。

財務活動によるキャッシュ・フローでございますが、短期及び長期借入れによります収入と支出を相殺した19,760万円を計上しておりますが、これは長期借入金の残高の減少分でございます。

この結果、当期資金の増加額は△10,538万円となりまして、これを前年度繰越金から差し引きました約26,103万円が期末残高となっております。この金額でございますが、先ほど説明した貸借対照表の現金預金から、基金10億円を引いた金額と一致しております。

次に、52ページの利益処分については、貸付業務勘定についてはございません。

次に、53ページの行政サービス実施コストでございますが、まず、Ⅰの業務費用は、損益計算上の費用約20,991万円から貸付金利息、財務収益（預金利息）、臨時利益の自己収入等約8,002万円を差し引いた約12,989万円でございます。

Ⅱについては、貸付業務勘定はございません。

Ⅲの引当外賞与見込額、Ⅳの引当外退職給付増加見積額でございますが、これは一般勘定と同じ考え方で試算しております。

Ⅴでございますが、機会費用。基金10億円と資本剰余金を10年物の国債で運用した場合に得られるであろう金額約1,401万円を計上しております。

一番下、約14,660万円が行政サービス実施コストとなっております。

次の注記事項、附属明細書は省略させていただきます。

最後に、決算書でございますが、65ページになります。

貸付事業費補助金は、予算額約18,057万円に対しまして、決算額で約13,116万円となっております。不要額約4,941万円は、先ほどの説明どおり、国に返納いたします。これは貸付金が計画を下回ったことによります短期長期借入金の利息の減、及び予備費の不用、また、先ほど説明いたしました貸倒引当金戻入益の計上によるものでございます。

支出は、貸付業務関係費は、予算より約3,868万円減少しております。11,693万円となっておりますが、これは主に短期・長期借入金の減少に伴う金利負担の減によるものでございます。

以上でございます。

○上野分科会長 よろしいでしょうか。

何か御質問はございますか。

御質問は、後ほどまたあれば、事務局の方をお願いいたします。

財務諸表については、御専門の大隈委員に問題がないかどうか御検討をいただいて、次回、報告いただくということでお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○大隈委員 はい、わかりました。

○上野分科会長 それでは、今後の予定につきまして、事務局の方からお願いいたします。

○大塚参事官 資料11の事務連絡を御覧いただきたいと思います。

ほぼ例年どおりの評価表への記入依頼の文書となっております。

1枚目の裏をごらんいただきたいのですが、今後のスケジュールということで書かせていただいております。まずは、8月6日（金）までに、それぞれ項目別、総合評価表への記載をいただきまして、内閣府北方対策本部の方にメールで御提出をいただければと考えております。

それを受けまして、次回が、この北対協分科会は19日でございます、そこで分科会としての評価を決定していただきます。なお、17日（火）に水産分科会、こちらの貸付業務につきまして、水産分科会で見えていただきまして、意見をお申し出いただくということで、また、こちらの方も何か御意見があれば、それも19日に御紹介をした上で、当分科会としての評価の決定をお願いしたいと考えております。

なお、この点線で書いてございますが、回りの分科会は、こちらの北対協ではなく、内閣府の本府の庁舎の官邸のはす向かいになります、そちらの5階の特別会議室で開催をしたいと考えておりますので、この点御注意いただければというふうに思います。

この分科会を経まして、翌週の23日（月）内閣府全体の独法の評価委員会が開催を予定されておりますので、19日の結果に基づきまして、上野会長から評価結果を御報告いただく、そのような流れでよろしくをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○上野分科会長　ありがとうございます。

以上で、本日予定しておりました議題はすべて終わりました。

それでは、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。